熊本県ハンドボール協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、熊本県ハンドボール協会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、熊本県におけるハンドボール競技の普及・振興を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 各種大会の開催に関すること。
 - (2) 指導者及び審判等の養成に係る講習会等の開催に関すること。
 - (3) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、前条の事業を行うため必要な委員会を置く。

(加盟)

第5条 本会の加盟は、定められた登録料を納入することにより、資格を生ずる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1)	会長	1 名
(2)	副会長	5 名以内
(3)	顧問	若干名
(4)	アドバイザー	若干名
(5)	理事長	1 名
(6)	副理事長	3 名以内
(7)	理事	2 0 名以内
(8)	監事	2 名
(9)	事務局長	1 名

(役員の選任)

- 第7条 会長・副会長は、会長・副会長会で推挙し、理事会で決定する。
 - 2 理事は、各委員会の委員長をもって充てる。その他会長指名理事を置くことができる。
 - 3 理事長及び副理事長は、理事会の互選により定める。
 - 4 事務局長は、理事会で承認する。
 - 5 監事は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 理事長及び事務局長は、理事会の議決に基づき会務を掌握し処理する。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐する。
 - 5 会長・副会長、理事長・副理事長、理事は、理事会を組織し、本会則に定める事項を 審議するとともに、会務を執行する。
 - 6 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員の任期及び定年)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 2 補充により就任した役員の任期は、前任者の在任期間とする。
 - 3 会長・副会長は就任時75歳、アドバイザー、理事長は70歳、理事については65歳以下とする。

(顧問及びアドバイザー)

- 第10条 顧問は、本会の会長、副会長及び理事長又は本会の発展に著しく寄与した者とする。
 - 2 顧問及びアドバイザーは、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応ずる。
 - 4 アドバイザーは、理事会において助言する。

第3章 会 議

(会 議)

- 第11条 本会の会議は、会長・副会長会、理事会及び委員会とする。
 - 2 会長・副会長会、理事会及び委員会は、必要に応じ随時開催する。
 - 3 会長・副会長会及び理事会は、会長が召集し、委員会は理事長が招集する。
 - 4 その他、会長が必要と認めた者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会の議決事項)

- 第12条 理事会は、次の事項を審議し議決する。
 - (1)会則の制定又は変更
 - (2) 負担金の額及び負担の方法
 - (3) 事業計画及び収支予算の承認
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認
 - (5) その他、役員が必要と認めた事項

(会長・副会長会の審議事項)

- 第13条 会長・副会長会は、次の事項を審議する。
 - (1)理事会に付議すべき事項
 - (2) その他、会長が必要と認めた重要な会務

(会議の運営)

- 第14条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 2 会議の議長は、会長又は会長が指名するものが当たる。

(議事の表決)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第16条 会長は、理事会を開催するいとまがないとき、又は理事会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分とすることができる。
 - 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の理事会において報告し、 承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第17条 本会の事業に係る事務を処理するため、本会事務局をオムロン鹿陽センタ (山鹿市 志々岐818) 内に置く。
 - 2 事務局に事務局長を置く。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、加盟金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもってあてる。

(決算及び監査)

第19条 本会の会計は、毎年4月30日までに決算して、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年の3月31日までとする。

第7章 補 則

(その他)

第21条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成22年1月25日に一部改正する。
- 3 この会則は、平成30年4月26日に一部改正する。
- 4 この会則は、令和2年5月8日に一部改正する。
- 5 この会則は、令和3年9月8日に一部改正する。